

議第五号議案

群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

群馬県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年群馬県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
第九条第三項中「の写し」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

支出に係る証拠書類の提出方法を改めようとするものである。